

# 令和8年第3回下呂市議会定例会

## 提出議案目録

報第 4号	令和7年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	2
報第 5号	令和7年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	5
承第 7号	専決処分の承認について（令和8年度下呂市一般会計補正予算（第1号）） ……	7
議第62号	財産の取得について……………	15
議第63号	下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	17
議第64号	下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	20
議第65号	下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	31
議第66号	下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について……………	34
議第67号	下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について……………	37
議第68号	下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	40
議第69号	令和8年度下呂市一般会計補正予算（第2号） ……	別冊
議第70号	令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） ……	別冊
議第71号	令和8年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号） ……	別冊
議第72号	令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号） ……	別冊
議第73号	令和8年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号） ……	別冊

報第4号

令和7年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日提出

下呂市長 山内 登

令和7年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	総務一般管理諸経費臨時(組織再編移行準備)	10,341,000	5,483,000				5,483,000
2	総務費	1 総務管理費	星雲会館(萩原庁舎)等管理費臨時(エレベーター改修)	8,998,000	8,998,000		7,400,000		1,598,000
2	総務費	1 総務管理費	市有林造林事業	16,831,000	16,830,000		8,303,000		8,527,000
2	総務費	1 総務管理費	暮らし応援商品券配布事業	373,276,000	210,519,000		192,468,000		18,051,000
2	総務費	1 総務管理費	物産振興推進事業(ECサイト運用経費)	5,440,000	5,369,000	5,368,000			1,000
2	総務費	1 総務管理費	庁内情報化推進諸経費臨時(標準準拠システム移行業務)	66,486,000	22,093,000				22,093,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民事務費臨時(標準準拠システム(戸籍附票)移行業務)	7,260,000	7,260,000				7,260,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民事務費臨時(戸籍附票システム等改修)	3,977,000	3,977,000		3,977,000		0
3	民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	800,000	800,000				800,000
3	民生費	2 児童福祉費	保育所運営費臨時(標準準拠システム(子ども・子育て支援)導入業務)	3,795,000	3,795,000				3,795,000
6	農林水産業費	2 林業費	森林経営管理事業(間伐整備)	132,500,000	132,500,000	38,341,000			94,159,000
6	農林水産業費	2 林業費	沿道伐採事業(市道森8・11号線・市道落合8号線)	14,400,000	14,400,000				14,400,000
7	商工費	1 商工費	中小企業等省エネ対策設備導入事業(LED照明設備への切替に対する補助)	24,000,000	23,782,000		14,182,000		9,600,000

令和7年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
7	商工費	生産性向上支援事業	657,000	657,000					657,000
8	土木費	2 道路橋梁費 社会資本整備総合交付金事業(羽根中央線・和川12号線)	118,140,000	118,140,000		32,901,000	85,100,000		139,000
8	土木費	2 道路橋梁費 防災・安全交付金道路事業	9,996,000	9,996,000		4,196,000			5,800,000
8	土木費	3 河川費 自然災害防止対策事業(河川)	118,370,000	118,370,000			118,200,000		170,000
8	土木費	4 都市計画費 社会資本整備総合交付金事業(地域再生計画事業)	81,300,000	81,300,000	57,018,000	24,282,000			0
8	土木費	4 都市計画費 都市再生整備事業	8,580,000	3,000,000	1,815,000	500,000			685,000
9	消防費	1 消防費 災害対策諸経費臨時(避難所資機材購入)	3,410,000	3,410,000		1,705,000			1,705,000
10	教育費	3 中学校費 中学校屋内運動場改修事業(萩原南中学校屋内運動場照明LED化改修工事)	25,096,000	25,096,000		8,365,000	16,700,000		31,000
11	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費 現年補助林業施設災害復旧事業	63,528,000	41,578,000	13,810,000	27,768,000			0
11	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費 現年市単林業施設災害復旧事業	3,090,000	3,090,000	3,090,000				0
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費 現年補助災害復旧事業	14,050,000	10,661,000	1,403,000	5,958,000	3,300,000		0
合 計			1,114,321,000	871,104,000	120,845,000	324,605,000	230,700,000	0	194,954,000

報第 5 号

令和 7 年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 7 年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

令和7年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金等	負担金	分担金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	(上水) 低区配水池詳細設計業務	80,300,000	0	80,300,000	0	0	0	80,300,000	0	0	0	追加工事が発生したことに伴い、設計の見直しに不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	(上水) 下呂浄水場送水ポンプ電気設備工事	214,022,000	0	214,022,000	56,667,000	0	0	152,800,000	4,555,000	0	0	国の補正予算を財源とする事業であり、年度内完了が見込めないため
1 資本的支出	1 建設改良費	(上水) 東上田管路耐震化事業(1工区)	76,553,000	0	76,553,000	17,988,000	0	0	54,600,000	3,965,000	0	0	国の補正予算を財源とする事業であり、年度内完了が見込めないため
1 資本的支出	1 建設改良費	(上水) 東上田管路耐震化事業設計業務	31,025,000	0	31,025,000	6,667,000	0	0	20,900,000	3,458,000	0	0	国の補正予算を財源とする事業であり、年度内完了が見込めないため
1 資本的支出	1 建設改良費	(上水) 東上田導水管更新及び国道横断管推進工基本設計業務	17,820,000	0	17,820,000	0	0	0	0	17,820,000	0	0	地権者との協議に不測の期間を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	(上水) 東上田導水管及び国道横断耐震化詳細設計業務	33,673,000	0	33,673,000	3,621,000	0	0	26,000,000	4,052,000	0	0	国の補正予算を財源とする事業であり、年度内完了が見込めないため
1 資本的支出	1 建設改良費	(簡水) 市道和川12号線水道管移設工事	38,940,000	0	38,940,000	0	38,940,000	0	0	0	0	0	道路工事との工程調整の結果、年度内完成が困難となったため
計			492,333,000	0	492,333,000	84,943,000	38,940,000	0	334,600,000	33,850,000	0	0	

承第7号

専決処分の承認について（令和8年度下呂市一般会計補正予算（第1号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年6月5日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

コミュニティ助成事業の採択を受けたことに伴い、自治会へ当該助成金を交付するための予算を増額補正するもので、災害への備えとして早期の配備が必要であるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第8号

専決処分書（令和8年度下呂市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年度下呂市一般会計補正予算（第1号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和8年5月8日

下呂市長 山内 登

## 令和8年度下呂市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度下呂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,172,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 諸収入		654,328	2,000	656,328
	05. 雑収入	312,104	2,000	314,104
歳入	合計	23,170,000	2,000	23,172,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
09. 消費費		1,132,702	2,000	1,134,702
	01. 消費費	1,132,702	2,000	1,134,702
歳出	合計	23,170,000	2,000	23,172,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21. 諸 収 入	654,328	2,000	656,328
歳 入 合 計	23,170,000	2,000	23,172,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
09. 消費	1,132,702	2,000	1,134,702			2,000	
歳出合計	23,170,000	2,000	23,172,000			2,000	

歳出【総括】

## 2 歳入

(款) 21. 諸収入

(項) 05. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 雑入	312,104	2,000	314,104	01. 総務雑入	2,000	コミュニティ助成事業助成金
計	312,104	2,000	314,104			

### 3 歳出

(款) 09. 消防費

(項) 01. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
04. 災害対策費	122,749	2,000	124,749			2,000		18. 負担金補助及び交付金補助金	2,000	災害対策諸経費臨時負担金補助及び交付金補助金 コミュニティ自主防災組織育成事業補助金	2,000 2,000
計	1,132,702	2,000	1,134,702			2,000					

歳出【消防費】

議第 62 号

## 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 北部学校給食センター給食配送車 2台
- 2 取得価格 20,694,286円
- 3 取得の相手方 岐阜県下呂市小坂町坂下 543番地1  
小坂自動車株式会社  
代表取締役 水野 聡
- 4 取得の理由 北部学校給食センターで使用する給食配送車を更新するため。

令和8年6月5日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

北部学校給食センター給食配送車の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

# 入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札

契約担当：教育総務課 学校給食センター

仕様書番号	学給物第4号	開札日時	開札 令和 8年 5月11日 閉札 令和 8年 5月11日
購入物品名	北部学校給食センター給食配送車購入	入札場所	下呂庁舎2階 打合室（下呂市森960番地）
納入場所	下呂市萩原町跡津地内	執行者	下呂市長 山内 登
履行期限	契約締結日の翌日から令和10年 3月31日まで	立会人	財務課長 杉山勝彦
売買金額	20,694,286円	契約者	岐阜県下呂市小坂町坂下543番地1 小坂自動車（株）
予定価格	24,070,800円（ 21,882,546円）		
低入札調査基準価格	- 円（ - 円）		
失格判断基準価格	- 円（ - 円）		

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業者名	第1回		第2回		備考
	順位	金額	順位	金額	
野中石油（株）	3	21,277,108円			
住吉石油（株）		失格			
（有）下町自動車工業		失格			
（株）マルイケ		失格			
小坂自動車（株）	1	18,830,000円			落札
（有）竹腰商会		辞退			
下呂モータース（株）	2	20,437,868円			
（株）小川モータース		失格			
タニグチ自動車		失格			
桂川オート		失格			
事業概要	給食配送車 一式				
指名業者選定理由					
随意契約理由					

議第 63 号

## 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

出入国管理法及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）の改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

(下呂市印鑑条例の一部改正)

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、 <u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</u> 又は <u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u> を添えて自ら書面で市長に申請することができる。 5 (略)	(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて自ら書面で市長に申請することができる。 5 (略)

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

外国人住民が持つ在留カード及び特別永住者証明書が個人番号カードと一体化することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 現在、窓口で個人番号カードの IC チップを読みとり暗証番号の入力をすれば印鑑登録証明書の交付が受けられるところ、在留カードと個人番号カードが一体化した特定在留カード、特別永住者証明書と個人番号カードが一体化した特定特別永住者証明書でも同様の申請方法に対応するため改正します。

(第 10 条第 4 項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 64 号

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

「運営推進会議」の回数を減らすことで現場の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年下呂市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」</p>	<p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」</p>

改正後	改正前
<p>と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」</p> <p>と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と、</p>	<p>と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能</p>

改正後	改正前
<p>第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p>	<p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p>
<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、</p>	<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、</p>

改正後	改正前
<p>第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中</p>	<p>第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中</p>

改正後	改正前
<p>「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中</p>	<p>「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

（下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年下呂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（準用） 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定</p>	<p>（準用） 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定</p>

改正後	改正前
<p>する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項</p>	<p>する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項</p>

改正後	改正前
<p>並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>3月（地域と十分な連携が図られ、開かれた事業運営がされていると市長が認めるものについては、4月）</u>」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

「運営推進会議」の回数を減らすことで現場の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

- (1) 運営推進会議の開催回数を年6回（おおむね2月に1回）と定められているサービスについて、年4回（おおむね3月に1回）とし、特に地域連携が図られていると市長が認める場合は年3回（おおむね4月に1回）とします。

（第1条、第2条関係）

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

議第 65 号

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

所得税法等の一部改正による給与所得控除の引上げを背景とする、就労収入の増加に伴う介護保険料の増加に対し、保険料の減免の特例及びその申請手続の特例を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16の2 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p><u>（令和8年度の保険料の減免及びその手続の特例）</u></p> <p>17 <u>第11条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、第16項又は前項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされたときは、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料に限り、これを減免することができる。</u></p> <p>18 <u>前項の規定による保険料の減免については、第11条第2項の規定は、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16の2 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 【参考資料】

### 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

所得税法等の一部改正による給与所得控除の引上げを背景とする、就労収入の増加に伴う介護保険料の増加に対し、保険料の減免の特例及びその申請手続の特例を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 令和7年度において市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者等が、附則第16項又は第16項の2の規定により課税されている者とみなされたときは、令和8年度分の保険料に限り、減免することができることとします。

(附則第17項関係)

- (2) 前項の規定による保険料の減免は、申請によらず行うことができるものとします。

(附則第18項関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。

(附則関係)

議第 66 号

下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂上ヶ平サンビレッジのプールにおいて、コースの貸切りを可能とし、利用者の利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例

下呂市元気ではつらつ増進施設条例(平成17年下呂市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>1 基本利用料</p> <p>○下呂上ヶ平サンビレッジ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">施設利用料 (1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">利用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プール1コース</td> <td style="text-align: center;">2,090円</td> </tr> </table> <p>○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジアム</p> <p>表 (略)</p> <p>2 加算利用料等 (略)</p>	プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)		施設利用料 (1時間当たり)		区分	利用料	プール1コース	2,090円	<p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>1 基本利用料</p> <p>○下呂上ヶ平サンビレッジ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)</td> </tr> </table> <p>○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジアム</p> <p>表 (略)</p> <p>2 加算利用料等 (略)</p>	プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)	
プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)											
施設利用料 (1時間当たり)											
区分	利用料										
プール1コース	2,090円										
プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)											

### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂上ヶ平サンビレッジのプールにおいて、コースの貸切りを可能とし、利用者の利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 施設利用料として、下呂上ヶ平サンビレッジのプール1コースの1時間貸切り料金を新設します。

(第11条関係)

(2) この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(附則関係)

議第 67 号

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

物価高騰、人件費の賃金上昇等に伴い、それに合わせて施設の利用料金を適正な価格に見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例（平成17年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第13条関係）						別表（第13条関係）					
1 利用料						1 利用料					
施設 区分	利用 区分	単位	利用料金 (円)		摘要	施設 区分	利用 区分	単位	利用料金 (円)		摘要
			上 限	下 限					上 限	下 限	
バ ン	A	無	1棟	<u>21,</u>	6,0	バ ン	A	無	1棟	<u>15,</u>	6,0
			1泊	<u>000</u>	00				1泊	<u>000</u>	00
ガ ロ ー	B	無	"	<u>25,</u>	9,0	ガ ロ ー	B	無	"	<u>18,</u>	9,0
				<u>000</u>	00					<u>000</u>	00
ロ グ ハ ウ ス	C	無	"	<u>35,</u>	14,	ロ グ ハ ウ ス	C	無	"	<u>25,</u>	14,
				<u>000</u>	000					<u>000</u>	000
ロ グ ハ ウ ス	無	"	"	<u>29,</u>	11,	ロ グ ハ ウ ス	無	"	"	<u>21,</u>	11,
				<u>000</u>	000					<u>000</u>	000
調理棟の部～施設内出店料の項（略）						調理棟の部～施設内出店料の項（略）					

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

物価高騰、人件費の賃金上昇等に伴い、それに合わせて施設の利用料金を適正な価格に見直すため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) バンガローの利用料金の上限を上げるものです。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 68 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合においては、市は、<u>葬祭を行う者</u>に対して、葬祭補償として<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合においては、市は、<u>葬祭補償として葬祭を行う者</u>に対して、葬祭補償として<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた下呂市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

### 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 葬祭補償の補償基準額を 315,000 円から 330,000 円に引き上げます。  
(第 18 条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。  
(附則第 1 項関係)

(3) この条例は令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由については、従前のおりとします。  
(附則第 2 項関係)